令和６年度　申告相談に関する詳しい内容については、広報かわまた１月号をご覧ください。

町民税・県民税の申告

令和６年度町民税・県民税は、令和６年１月１日現在、川俣町に住所のある方で、前年中（令和５年１月１日～ 12 月 31 日）に所得があった方に課税されます。

申告が必要な方

■商業・工業・農業・サービス業などの事業を営んでいた方
■地代・家賃・配当などの所得があった方
■土地・その他の資産を売った方
■給与所得者で、給与所得以外の所得があった方や、２か所以上から給与を得ている方
■前年の途中で会社を退職した方
■公的年金受給者のうち、社会保険料・生命保険料・地震（損害）保険料等の控除を受ける方
■同一生計配偶者（所得が 48 万円以下の配偶者）を扶養していて、扶養主の給与所得が 1,000 万円を超える方
■収入がなかった方や、収入が遺族年金や障害年金（非課税年金）のみだった方でも、国民健康保険税や介護保険料等を課税計算する際の世帯所得として用いたり、所得証明に用いたりしますので、申告が必要です。町県民税申告書に住所・氏名・生年月日を記入し、余白に「収入なし」と朱書きをして提出してください。

なお、申告会場へ来なくても自分で申告書を作成して提出することができます。町県民税の申告書は、町民税務課の窓口に備え付けてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

- 町県民税申告書の提出方法及び提出先 -
川俣町役場３番窓口町民税務課税務係へ直接持参するか、郵送により３月 15 日㈮までに提出してください。
郵送先：〒 960-1492　川俣町町民税務課税務係行（住所記載不要）

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金など、法令で非課税所得として規定されている給付金につきましては、申告する必要はありません。

扶養控除について

年金、給与などの収入のある方でも、年間の所得金額が 48 万円（給与収入のみの場合は年間収入 103 万円、65 歳以上の方の場合で年金収入のみの場合は年間収入 158 万円）以下の方は、被扶養者として家族の扶養となることができます。年末調整を受けていない場合には申告してください。

申告日程・会場

申告相談の日程

■受付時間　午前９時～ 11 時・午後１時～４時
■申告会場　役場本庁舎３階　大会議室（２月 26 日㈪は「山木屋公民館」）

日程			対象地区
２月	15 日	㈭	大綱木
	16 日	㈮	小島（1・2・3・4 方部）
	19 日	㈪	小島（5・6・7・8 方部）
	20 日	㈫	羽田
	21 日	㈬	秋山
	22 日	㈭	小綱木
	26 日	㈪	山木屋（山木屋公民館会場）（※役場会場での相談はありません。）
	27 日	㈫	山木屋（役場本庁舎会場）
	28 日	㈬	東福沢・川俣（柏崎）
	29 日	㈭	西福沢・鶴沢（油田）

日程			対象地区
３月	1 日	㈮	鶴沢（東部）
	4 日	㈪	鶴沢（西部）
	5 日	㈫	小神
	6 日	㈬	飯坂（入組・昼組・大木戸・峠・成粟・萩平・砂田）
	7 日	㈭	飯坂（上記以外）川俣（賤ノ田・東大清水）
	8 日	㈮	川俣（仲ノ内・大作・小作・新中町方面）
	11 日	㈪	川俣（本町・中島・壁沢・倉ヶ作・大内方面）
	12 日	㈫	川俣（鉄炮町・瓦町・日和田・池ノ入方面）
	13 日	㈬	川俣（八反田・五百田・宮赤・中丁方面）
	14 日	㈭	予備日
	15 日	㈮	予備日

※ 1）対象地区の指定日に都合の悪い方は、その他の日程でも申告相談ができますので早目の申告をお願いします。
2）期間中は、町民税務課の窓口では申告相談は行っていません（無職・無収入の申告書及び自書による申告書提出のみ受け付けます）。

申告相談会場における
インフルエンザ等感染症対策にご協力をお願いいたします

申告相談会場では感染防止のため、会場の換気及び職員はマスクの着用、手洗い、消毒を徹底し感染防止に努めます。ご来場される皆様も感染防止にご協力をお願いいたします。

・発熱や咳等の症状がある方や、体調がすぐれない方はご来場をお控え願います。
・ご来場の際には、マスクの着用、手指の消毒、受付票の記入にご協力をお願いします。
・申告相談会場では、定期的に窓を開ける等換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。
・申告相談受付時間の短縮のため、あらかじめ申告に必要な書類を確認いただき、ご自宅で収入、経費等の計算を済ませてからご来場いただく等、皆様のご協力をお願いいたします。

令和５年分所得税の
確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！

◆パソコンやスマートフォンなどから、「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。
◆パソコン画面に表示された２次元バーコードをスマートフォン（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、ＩＣカードリーダライタ無しでマイナンバーカードを使った e-Tax（電子申告）が可能です。
◆読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明書による e-Tax が可能です。
◆スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

令和５年分所得税の
確定申告書作成会場のお知らせ

申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。来場の際には、申告関係書類のほかスマートフォン等及びマイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含む）をご持参ください。

◆場所　アオウゼ・AOZ（福島市曽根田町 1-18　MAX ふくしま４階）
◆期間　令和６年２月 16 日(金)～３月 15 日(金)《土・日・祝日を除く》（ただし、２月 25 日(日)は開設します。）
◆時間　午前９時 15 分～午後４時　※アオウゼの開館時間は午前９：00 です
※ MAX ふくしまの４階は、９時開場となりますので、９時以降にお越しください。
※ MAX ふくしまの駐車場は、駐車時間が２時間を超えると有料になります。
◆入場整理券　会場入場には整理券が必要です。取得方法はＬＩＮＥによる事前発行又は当日券の２通りです。
① LINE アプリでのオンライン事前発行　確定申告書等作成コーナー（国税庁）「相談を申し込む」から希望日を選択、会場入口でスマホ画面を提示ください。
②会場付近で当日券を受け取る方法　8：50 ～　MAX ふくしま　１階　南側入口
開館後　MAX ふくしま　４階　南側エレベーター前

国税に関する
質問・相談について

電話相談センター

国税に関する一般的なご相談は、仙台国税局の職員がお答えします。024-534-3121（福島税務署）に電話し、音声ガイダンスに従って、「１」番を選択してください。

タックスアンサー

よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載していますので、是非ご利用ください。

個人事業主の
決算の仕方ついて

確定申告に向けて、国税庁では決算の方法・注意点等を説明する動画「決算のしかた（青色申告編・白色申告編・農業所得編）」を YouTube 国税庁動画チャンネルに掲載しております。

決算は、青色申告決算書や収支内訳書を作成するために必要となりますので、是非ご覧ください。

◆問合せ先
福島税務署 個人課税第１部門
（℡ 024-534-3121）

国税庁動画チャンネル
QR コード

申告相談の日程

■受付時間　午前９時～ 11 時・午後１時～４時
■申告会場　役場本庁舎　３階　大会議室（２月 26 日(月)は「山木屋公民館」）
■問合せ先　町民税務課　税務係（内線 1302）